

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年 度	・	・		

別表六(十三)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

21 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等については、この制度の適用がありませんので御注意ください。
 (裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2						
資産区分	種類	3					
	機械装置等の名称	4					
取得価額	取得年月日	5	・	・	・	・	
	指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額 (9の合計)	10	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (13)-(14)-(別表六(二十一)「14」)-(別表六(二十二)「15」)	17	円
	税額控除限度額 (10)× $\frac{7}{100}$	11			繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一(三)「2」若しくは「13」)	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 (12)× $\frac{20}{100}$	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑥」)	20	
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14			当期繰越税額控除額 (19)-(20)	21	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑦」)	15			法人税額の特別控除額 (16)+(21)	22	
	当期税額控除額 (14)-(15)	16					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23)-(24)				
・	23	24	25				
・	円	円					
・			外	円			
計		(19)					
当期分	(11)	(14)	外				
合計							
機械装置等の概要							